

# ○警視庁警察行政職員貸与品規程

平成17年3月18日

訓令甲第6号

存続期間

〔沿革〕 平成29年1月 訓令甲第1号 (い)

30年4月 同第13号 (ろ)

令和 3年3月 同第6号 (は)

4年3月 同第5号 (に) 改正

警視庁一般職員貸与品規程（平成元年11月30日訓令甲第28号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、警視庁の警察行政職員（以下「職員」という。）が職務を執行するために必要な被服等（以下「貸与品」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。（い）

（準拠）

第2条 貸与品の取扱いについては、警視庁警察官支給品及び貸与品規程（平成16年8月18日訓令甲第25号。以下「警察官給貸与品規程」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（統括責任者）

第3条 総務部長は、貸与品の統括責任者として、貸与品の取扱いに関する業務を統括するものとする。（ろ）

2 統括責任者は、必要により、次条に定める運用管理責任者をして貸与品の使用状況及び管理状況を視察点検させるものとする。

(運用管理責任者等)

第4条 装備課長は、貸与品の運用管理責任者として、統括責任者の指揮の下に、その適正な運用管理に当たるものとする。(ろ)

2 所属長は、所属における貸与品の運用管理業務を適正に処理するものとする。

(取扱責任者)

第5条 次に掲げる者は、貸与品の取扱責任者として、所属における貸与品の出納、管理等を適正に処理するものとする。(ろ、は、に)

- (1) 本部所属にあつては、所属長
- (2) 警察学校にあつては、庶務部長
- (3) 方面本部にあつては、副本部長
- (4) 犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部にあつては、副本部長
- (5) 警察署にあつては、副署長(島部警察署にあつては署長)又は会計課長で物品管理者(東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第10条に定める物品管理者をいう。)に指定された者

(貸与の基準職務)

第6条 貸与品は、警視庁警察職員の職名に関する規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第1号)別表に定める職務名(第6項を除く。)に係る職務を基準(以下「基準職務」という。)とし、当該基準職務の性質及び需要度を考慮して貸与する。(ろ)

(貸与品の品目等)

第7条 貸与品の品目、形状、規定貸与数量(貸与品として職員が保有しなければならない数量をいう。以下同じ。)、保有上限数量(規定貸与数量を含め、職員が保有することを認める数量をいう。以下同じ。)等については、総務部長が別に定める。(ろ)

(貸与品の種別)

第8条 貸与品は、貸与の方法により個人貸与品と所属貸与品とに区分する。(ろ)

2 個人貸与品は、職員個人に貸与する貸与品をいう。

3 所属貸与品は、所属長に貸与する貸与品をいう。

(個人貸与品の貸与基準)

第9条 統括責任者は、次のいずれかの事由に該当するときに個人貸与品を貸与するものとする。(ろ)

- (1) 職員が採用されたとき。
- (2) 職員の基準職務の異動(以下「職務換え」という。)が生じたとき。
- (3) 貸与している個人貸与品の使用期限(当該個人貸与品を使用すべき年数をいう。以下同じ。)が満了したとき。

2 統括責任者は、前項各号に定めるもののほか、勤務の性質上必要があると認めるときは、個人貸与品を貸与することができる。

3 統括責任者は、前2項に規定する事由がある場合において、職員が個人貸与品を貸与されることを希望しないときは、当該職員に個人貸与品を貸与しないことができる。

(所属貸与品の貸与基準)

第10条 統括責任者は、勤務の性質上必要があると認めるときに所属貸与品を貸与するものとする。(ろ)

2 所属長は、前項の所属貸与品を勤務の性質上必要があると認められる係等に貸与するものとする。

(貸与品の取扱い及び管理)

第11条 職員は、常に貸与品の取扱い及び管理の適正を期するとともに、これを目的外に使用し、又はみだりに処分、貸与等をしてはならない。(ろ)

(貸与品の着用)

第12条 職員は、原則として、勤務中は貸与品を着用するものとする。(ろ)

(貸与品の返納)

第13条 職員は、次のいずれかに該当するときは、貸与品を速やかに返納するものとする。ただし、総務部長が別に定める返納を要しない品目についてはこの限りでない。

(ろ)

(1) 退職（死亡及び免職を含む。）するとき。

(2) 職務換え等により使用する必要がなくなったとき。

2 職員は、個人貸与品について、保有上限数量を超える数量のものがあるときは、当該保有上限数量を超えた数量の個人貸与品を速やかに返納するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、個人貸与品について、職員が品目ごとに規定貸与数量を超える数量を保有し、かつ、保有上限数量を超えない数量を保有するときは、規定貸与数量を除く数量の範囲内で返納することができる。

(貸与品の亡失又は毀損の報告)

第14条 職員は、貸与品を亡失し、又は毀損したときは、速やかに所属長に報告するものとする。この場合、警察官給貸与品規程第20条の規定を準用する。(ろ)

(細部事項)

第15条 この規程を実施するために必要な細部事項は、総務部長が別に定める。(ろ)

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。